第６回　修善寺町外３町合併協議会　会議録

○山本事務局長

みなさん、こんにちは。お忙しい中を合併協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、当協議会の新委員さんをご紹介いたします。恐縮でございますが、天城湯ケ島町の大川様、その場にてお立ちいただきたいと思います。大川富也様は、昨日行なわれました天城湯ケ島町臨時議会において、新たに議長に選出されました。これに伴い、協議会規約第８条によりまして新委員になられたものでございます。委嘱状につきましては、先ほど別室で会長からお渡しいたしました。大川様、よろしくお願いいたします。なお、前委員の浅田靖夫様におかれましては、本日、出席されてございませんが、今までご苦労様でございました。

それでは、定刻となりました。第６回修善寺町外３町合併協議会を開催いたします。

最初に、会長挨拶。大城会長お願いいたします。

○大城会長

みなさん、こんにちは。本日は、平成１５年度当初のたいへんお忙しい中、第６回修善寺町外３町合併協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。外はご覧のとおり桜が満開でございます。やや天候が悪くて残念ではございますが、合併協議会をよろしくお願いしたいと思います。私どもは、先般、協議いたしましたように、平成１６年３月３１日に合併に向けて協議を続けているところでございます。もうすでに、これで１年をきったということで、カウントダウンが始まっています。静岡市は昨日すでに旧の清水市と合併いたしまして、新静岡市が発足したわけです。私どもも、来年の３月３１日に向けて頑張っていこうということでございます。大まかなスケジュールにしますと、この９月議会で各町で協議の結果をご審議いただきまして、ご可決いただきまして、１２月の県議会へ上程する。可決されましたら、総務省のほうへ提出され官報に告示され、合併が決まるというような大きなスケジュールになっております。だんだん時間が無くなってきますと焦りを感じてきますが、是非みなさんがたのご協議をよろしくお願いいたします。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして議題に入ります。議事は会則により会長が議長となります。大城会長よろしくお願いします。

○大城議長

はい、協議会規約第１０条第２項により会長が議長となるとなっておりますので、暫時議長を務めさせて頂きます。議事が円滑に進行されますよう、みなさんのご協力をお願いいたします。

では早速ですが、会議に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。

議題（１）報告事項　報告第１０号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について」報告を伺います。事務局、報告をお願いします。

○山本事務局長

報告第１０号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について」下記のとおり報告します。日付と会名は省略させていただきます。修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書を取り交わしたので下記のとおり報告する。第２協議して定めた事項中、５規約第１４条第２項に規定する協議会の事務局の事務に従事する職員の表を次のように改める。

表中の一番上でございますが、そこに静岡県とございます。氏名が青木昇。この欄を追加するものでございます。ご説明を申し上げます。合併協議会規約中、第２で事務局の事務に従事する職員を列記してございます。さらに第３で、協議内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとすると謳われておりますので、変更協議書をご報告をいたすものでございます。変更内容は合併支援のため、静岡県から１名派遣された者を事務局職員とするものです。２頁目が変更協議書となっておりますので確認をお願いいたします。４月１日で変更協議は済んでございます。

尚、派遣されました青木昇さんをご紹介いたします。ご起立をお願いいたします。青木さんは、県の市町村総室合併支援室専門監として、当協議会に派遣されました。主に合併について県との調整や、建設計画の策定などについてご尽力をいただきます。今まで、県におかれましては、生活文化部国際室の主幹として、また企画部総合計画室などで活躍をされて参りました。沼津にお住まいです。当協議会事務局では、事務局次長となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○大城議長

ただ今、報告第１０号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の変更協議」について事務局より説明がありました。報告事項でございますが、説明の中で不明な点等がございましたら挙手をもってお願いいたします。特にございませんでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

特にないようですので、報告第１０号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」は、ご承認いただけたものとして報告済みとさせていただきます。次の報告１１号でございますが、今、議案を打ち出し中でございまして、もう少し時間がかかるようでございますので、これは後ほどということで、次の（２）協議事項に入りたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○青木喜代司委員

すみません。協議事項に入る前に、配布資料の確認をしてもらわないと、どんどんやってしまうと、自分が持っているか持っていないか分らなくなるものですから、とりあえず、今日の協議事項の資料の配布確認を一つお願いしたいと思います。

○大城議長

資料確認という、ご意見ですので事務局確認をお願いします。

○山本事務局長

大変失礼いたしました。先週金曜日に発送をしてございますのが、この１冊になってございます。第６回の修善寺町外３町合併協議会というものになってございます。資料について、一番下に１０号１１号については、会議当日配布をいたしますということで、先ほど私が申し上げました１枚目、報告第１０号がお手元に差し上げてあるかと存じます。１１号につきましては、先ほど小委員会を開いて、抽選をしてございますので、その結果がまだ印刷中でございます。ですか

ら１１号はまだお手元にはございません。資料はその３部になろうかと思います。
　それから、一番下に書いてございますが、１６号１７号については前回配布をしてございますので、その資料をご覧いただくということになります。ですから、この資料の中には入っておりません。前回提案された資料を拝見していただくということになります。つまり協議の第１６号がここにはない訳でございますが、２月１９日第３回資料の１５頁にございます。それから、１７号につきましては、第４回の３７頁にございます。以上でございます。その議案になりましたらまた申し上げたいと思います。
〇大城議長
　資料の確認でございますが、よろしゅうございますか。
〇委員一同
　異議なし。
〇大城議長
　それでは議事を進めさせていただきます。協議事項、協議第１６号「町名・字名の取扱い」を議題といたします。協議第１６号「町名・字名の取扱い」の説明は去る２月１９日に説明しておりますので、省略させていただきたいと思いますが、事務局から追加して説明する事があれば説明して下さい。
〇山本事務局長
　特に追加をして、ご説明を申し上げることはございません。
〇大城議長
　それでは、協議第１６号「町名・字名の取扱いについて」質疑を受けます。ご質問、ご意見のございます方、挙手をもってお願いいたします。
〇三須重治委員
　これは、各町ごとで旧の町の名前を残すかどうか、各町で検討して対応すれば良いということで、修善寺の方は議会の方であるとか、各町の町内会等の総会で皆さんの意見を聴取した訳ですが、修善寺の場合は、少し検討の余地があるのかなと、ここで修善寺町が消えるという事には早急な結論になってしまうという事で、時間をいただくというか、修善寺の７人の委員さんで検討させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
〇大城議長
　ただ今、修善寺の三須委員から現在の修善寺町の中で、提案通りにいきますと、修善寺町の名が付かない所があるので、もう少し時間をかけて検討したいという提案がありまして、それについてはどうかということでございます。事務局いかがですか。
〇山本事務局長
　そういうことがあろうかと思いまして、２月１９日に提案をさせていただきまして、４月２日までに、私の説明ですと、コンピューターへの対応もございますので、時間がないでしょうけれども、４月２日までに。もし変更するのであれば議決までして、こちらに来ていただきたいというように申し上げた訳ですけれども、どうしてもということであれば、時間を限って、何日までにということにしていただければ対応できると思います。ただやはり、住民の方の意識、お考えが主体になりますので、それらも十分汲んでいただければ、よろしかろうと思います。以上でございます。

○大城議長
　事務局の説明では、もし提案を変更する場合には、議決が必要だというような説明がございました。前々回の提案の時もそのような発言があったかと記憶しておりますが、これについてはいかがでしょうか。
○土屋英隆委員
　それぞれの地域において、元の修善寺町、中伊豆町とか天城湯ヶ島町とか、そういう名前が消えていくというのは非常に寂しいという住民感情はよく分りますが、今、新市建設計画策定の検討段階に入っております。そういう中で従来の地域の更なる発展を願うという意味もありますけれども、４町が速やかに一体化されるというような観点からいきますと、修善寺町だけ残ると、４町の中に垣根ができる、悪い意味で言うと垣根ができるのではないかというようなことが考えられます。そういうことで、修善寺町の住民の中でどうしてもということならば、別の町であえて反対する義務･権利はないと思いますが、そういう点を一つ４町の発展のために、是非考えていただきたいと思います。
○大城議長
　土屋委員の方から、４町の発展のために早く決めていただいたほうが良いというご意見でございました。
○遠藤正寿委員
　土屋さんの意見は非常によく分ります。しかしながら修善寺は、修善寺という一部地番も３分の１以上ございますので、その点で修善寺の委員さんだけでも、ここで暫時休憩を、できましたら時間をいただいて、少し協議したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。
○大城議長
　ただ今、修善寺の遠藤委員から、休憩をとって、修善寺の委員だけで、協議したいという提案がございましたけれども、この意見についていかがでしょうか。ご異議ございませんか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　異議なしという声がありましたので、しばらく暫時休憩といたします。
○小森健治委員
　前回の会議で、各町で議決してもって来いということで、僕は記憶しているんですけれども。
○大城議長
　そのとおりでございます。
　では、休憩。

≪休憩≫

○大城議長
　全員着席いただけましたでしょうか。それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。修善寺町の協議委員さんの方、別室での状況をお伝え下さい。

○三須委員
　どうも申し訳ございません。この件に関しては原案を訂正するというような考え方で結論を出

すということは、議会を通すということが私ども、分らなかったものですから、そのあたりの我々の認識の不足で皆さんに迷惑をおかけしたことは、大変深くお詫びをする訳ですが、結論といたしまして、漠然としたものしか皆さんでつかんでおりませんでしたので、なるべく早い期間に結論を出すようにいたしますので、是非少し、修善寺町に時間をいただきたいと、申し訳ありませんけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○大城議長

修善寺町の三須委員から状況の説明がございましたが、他の委員さん、本件について何かご異議ございますか。

もう少しということはどの位ですか。

○三須重治委員

先ほど、１０日間程度の時間をいただきたいと、住民のリサーチも、もう少しした方がいいのかなという意見もございますので、１０日間いただければと思います。

○大城議長

それでは、本件については次回の４月１６日まで、継続審議とさせていただきたいと思いますがご異議はございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。それでは、議第１６号「町名・字名の取扱いについて」は、次回４月１６日まで、継続審議とさせていただきます。

引き続きまして、協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数のみ）について」を議題といたします。本件についての説明は、前々回３月５日にいたしましたので、省略いたしたいと思いますが、事務局は追加して説明する事があれば説明をお願いいたします。

○山本事務局長

特に追加説明はございません。

○大城議長

それでは、これは前回３月１９日の協議では、色々ご意見が出たわけでございますが、何とか今回決定をお願いしたいと、議長としては思っております。前回の協議では、議員の定数としまして、２２名とするご意見と、２６名とするご意見が、大きく分けると、この二つがあったように認識しております。本件についてまず、２２名とする又は２６名とするご意見以外のご意見を受けたいと思います。

○青木喜代司委員

２２、２６名以外ではないんですが、よろしいですか。２６名の意見を述べたいと思いますが、よろしいですか。

○大城議長

２６名のご意見は前回ありましたので。いかがでしょうか。前回の経過を振り返りますと、２２又は２２名前後というご意見の方が数名にございました。一方で、２６名との協議委員の方か数名おられました。そのご意見を今回続けても、議長といたしましては平行線だというような感じをもっておりますが、何とか今日、中間的な案と言いますか、双方納得できるような中間案と

言いますか、妥協案が出ないかと思っております。私が双方のご意見をいただいて、考える者としては、間を取って２４名というのも一つの案なのではないかと思っておりますし、２６名とのご意見を出された方は、合併の直後であるから、やはり色々なことを考えると２６名位は必要だというご意見があったように思います。やや、当初の計画よりも平成１６年3月に早まったというよなこともございますので、それもそうだな、というようなこともございます。いや、近隣を見ると小数の所もあり２２名で良いのでは、というような意見もございました。そのようなことでよろしゅうございますか、議長の調停案といたしますか。

〇山口勢津子委員

中伊豆の山口です。言うべきかどうか、考えたんですけれども、昨夜、私の地区の方１０名ほど集まって勉強会を行いました。その席で、この議員定数のことがあって話し合いをしましたけれども、前回の時には２２名と２６名という提案が出ていました。私個人の意見ではなくて、地区の方の意見を、皆さんの声を背中に背負ってきたので、とにかく、対等合併であるから、皆で同じように、財産も負も正も何もかも全部持ち寄って対等でやるのだから、とにかく平均して割り振って、４つの町で６名ずつだったら、２４名になるのではということで、これを言ったら皆が笑うよって言ったら、それでも言うようにと、だから言わない訳にもいかないので、もしできたならば２４名でという声が地区の方からは出ています。

〇大城議長

はい。24 名ということで、４町でそれぞれ６名ずつ出して、地区割の選挙区みたいなことになって１票の格差が広がるような気がしないでもないですけれども、ご意見として承ります。他のご意見はないですか。

〇塩谷恭利委員

中伊豆の塩谷でございます。何と申しまして良いのか分らないですけれども、対等合併だから、そのように分配するというのは、全く的が外れております。新しい市ができる訳でございますから、例えば、中伊豆の方も土肥の方を選ぶ場合もあるだろうし、土肥の方も修善寺の方を選ぶ事もあろうかと思います。議員の定数について、平均に割るというのは、全くナンセンスでございます。私はそう思います。

〇青木喜代司委員

人数について、他の意見をというと、２６名から下２０、１９、１８名と全部あると思います。そういうことではなくて、なぜ２６名なのかという主張をするか。前回２２名という定数の中には、やはり財政支出を、できるだけ新しい市の財政支出を少なくしよう、という考えの基に２２名と。それから法定数の２６名ですか、それを２２名ということは一般の住民といいますか、新しい市民に対して、我々協議会が努力して２２名にしたと、大変わかり易い訳ですが、これには議員報酬はここでは決められないというようなことだと思いますが、やはり議員報酬と議員の数、これをかけて初めて財政支出というものが出てくると思います。ですから２６名で議員報酬を一般の他の市の議員報酬の掛けることの２６分の２２ということにしていただければ、全体には同じ。これは説明する時に非常に分りにくいものですから、そういう説明が新しい市民の皆さんには分らないと思いますが、結果は同じですから、是非そういうことで２６名にしていただいて、議員報酬を下げるということで、その後、新しい市制が始まれば、議員さんの中で色々協議していただいて、議員数その他、考えていただければ良いと思います。やはり、新しい市が誕生する

時は、最初の色々なマスタープランといいますか、大変な仕事が入ってくると思いますので、できるだけ日の当らない地区を作らないためにも、法定数一杯の議員数ということでお願いしたいと思います。
○大城議長
　ただ今の青木委員のご意見は少し難しいのですが、２６名で良いのではないかと、ただ報酬はまだ決まっておりませんが、議員報酬を決める時には下げて、２２名分くらいを全体の総額として決めたら良いのではないかというようなご意見だと思いますけれども、そういうことでスタートして今後新市が落ち着いて来たら議員定数については、新市の議会の中で検討したらよろしかろうというご意見だと承りました。
○遠藤浩三郎委員
　私は、議員の報酬については、ここの議題では正式ではないのかもしれませんが、実はたくさん上げて欲しいと思っている１人です。実際には４０代５０代の立派な人が出て、２期３期皆さんの信任を得て当選できるように、あるいは最低ながらの生活ができる位に上げて欲しいと思っています。
　人数の方については、２４名位かなと思っております。尚、１期４年経ったら２２名に下げる位の付帯決議ができれば尚ありがたいかなと思っている１人です。以上です。
○大城議長
　今、修善寺の遠藤委員から２４名で始まって、２期目以降は２２名でどうかという意見です。
○野畑宗雄委員
　合併する時の原点に返ってみたとき、アンケートの結果で１番多かったのが経費の削減、効率化の実現を期待しているという声が１番多かったわけです。これから合併になると、当然行政側にも効率化ということで、非常に痛みが出てくると思います。その中で議員が法定数一杯の２６名を取るということが、どうしても住民感情から言って、なかなか納得が得られないと思います。やはり、議員にも汗をかいてもらって、全国平均の２２名くらいの数をもっていかないと協力が得られないのではないかと思います。一つの意見の中に、少なければ皆さんが喜ぶと、そういうことではなくて、実際に当ってみて、やはり全国平均位の数が妥当ではないかなと言う声を多く聞いています。この合併という時、非常に大変でしょうけど、やはり行政も議員も汗をかいて、在任特例の７ヶ月もありますし、またその後のことについても、汗をかいて、その姿が合併を成功させることにつながるのではないかと思います。私は２２名を希望します。
○大城議長
　２２名案が出ました。では２６名案のご意見のある方。
○遠藤正寿委員
　議長の方から、２２名、２６名以外の意見をということでしたけど、２２名という方が出ましたので、私は先日２６名と、これは前回も２２名という理由の中で、確かに３人、４人減ればそれだけ歳出が減るということは十分分りますけれども、しかしながら前回も函南町さんの人口規模が３８,０００人程度で２０名、ですからそれより新たに作るから２２名というような理由が述べられたかと思いますが、函南町さんの場合は今年度予算が１９５億円、この伊豆市が最初に予算を付けると、１５５億円以上になろうかと思います。また函南町さんは職員も２６０名位、こちら４町を合計しますと職員だけでも５００名以上になるかと思います。当然、修善寺の本庁へ

全職員が入れるわけではございませんし、課室設置条例がどうなるか分りませんが、文書化して、その職員の数も当然新しい市長さんが、どういう方向で減数していくか分りませんが、是非議会も多くの予算をチェックしながら、職員の数も予算も年々減らしていくようなことは、最初の４年間は是非法定数で一旦お願いをして、議員の方も一生懸命仕事をしてもらって、次回になれば、新しい市がある程度動き出してくれれば、その時には今までも自ら議員が議会提案で削減してきたわけですから、それは十分可能だと思います。以上の理由で２６名をお願いしたいと思います。

○大城議長

修善寺の遠藤委員さんから、２６名案のご意見がありました。現在までに本日出されたご意見としては「２４名案」、「２４名から２２名にする案」、「２２名案」、「２６案」、ここで一旦妥協案と言いますか、方向を決めたいと思います。

○遠藤剛委員

前回、２２名を提案いたしました。しかし、皆さんのご意見をいろいろ伺っていますと、新しい市が立ち上がっていくためには２６名の議員さんが必要だ、と言われる委員さんの意向が分らない訳ではありません。しかし、多くの町民の意見からも考え方からも、やはり２２名にするのが妥当であるというように思います。従って、まとめるためには、定員数は２２名、そして第１回の選挙は２６名でやるというような考え方を提案したいと思います。従って定数は、２２名、第１回の選挙に関しては２６名、尚もう１つ加えさせていただければ、先ほど青木委員の言われたように、特別報酬審議会の中で、できるだけ１回目の議員さんの報酬は下げていただいて、２回目からは遠藤委員の言われたように、十分な報酬を出して専念していただくというような形を取っていただければ、幸いではあります。このように思います。

○大城議長

ただ今、修善寺の遠藤委員から、定員は２２名として第１回目の選挙では２６名とすると、議員報酬も第１回目は、なるべく下げるようにというようなご意見でございました。

○鈴木久之委員

ただ今、修善寺の委員さんが、妥協案ということで、発言していただきました。私も立場上、土肥町の多くの皆さんと、この問題についても会話を交わしてきました。この合併協議会で委員として出ている、これに取り組んでいる関係上、責任と義務はあると思いますので、一言だけ述べさせていただきます。在任特例を私なりに黙って聞いておりましたが、住民感情という言葉が今日までたくさん出てきました。確かに、行革、経費節減、これは誰しもが頭にあることであります。ただ中央の皆さんは、住民感情と言えば聞こえがいいかも知れませんが、末端の住民にしたら何を考えているんだということになります。その皆さんと多く会話したことを、今ここで私なりに皆さんに申し上げたいと思いますが、やはり町議会が市議会になる。大きな市になる。うまくスタートできるのかと、我々は市の制度が分るのかと、そういう町民の皆さんは不安をたくさん持っています。ですから、あえて頭から２２名とか他町村の市議会等に振り回されることなく、自分達の考えで早く市の制度に乗るような方法にもっていくことが、今の現職の務めではないかと、私はこのように発破をかけられております。だから、２２名で良いのではないかという声も聞いておりますし、議長の言うように、この二つで議論していても、ずっと平行線ですので１回目だけは２６名でスタートして、４年後の２回目以降２２名に踏み切っていけば良いのではないかと思いましたので、発言させていただきました。

〇大城議長
　土肥の鈴木委員からは、第１回目を定員２６名でやって、２回目以降を２２名とするというような、修善寺の遠藤さんとほぼ同様なご意見でございました。他にございますか。
〇井本甲男委員
　皆さんのご意見をお聞きすると、今回の選挙は２６名で、次回から２２名という事になりますと、今それを決定する事は法律的にできないのではないですか。２２名に減らすには議会で議決しなければ、できないのではないですか。この委員会で、そういう条件を付けるというようなことはできないと思いますが、いかがですか、事務局。
〇大城議長
　井本委員から、そのような先付けは法律的にできないのではないかというご質問ですけど、事務局は答えて下さい。
〇山本局長
　結論的に申し上げますと、できます。
　合併特例法というものがございまして、その中に全部謳ってございます。この「１月１日以後につきましては、定数を先に決めると」。ですから、仮に今のお話の中で、２２名なら２２名とここで決めると。それはここで確認をいたしまして、各町の町議会で議決をいたします。そして、議決と見なすという規定がございます。本来は、議会で議決をして初めて定数が決まるわけですが、新市の定数ですので、議決ができないわけです。そうした時に、この協議会で決めて、確認をする。そして４町の議会で議決を得て、告示行為が必要だったと思います。告示をすることにより既に法律的に有効と見なすということになりますので、ここでまず決めなければ、議会にもかけられませんので、ここで決められるということになります。
仮に今のお話を例えたといたしますと、定数２２名とし、但し１回目の選挙に限り、定数を２６名とするというような、附則か本文か検討してみますけれども、そういう謳い方になるのではないかと思います。
　法律が、自治法で謳ってあるかも知れません。調べてみないと分りませんが、いずれにしても、特例法で謳ってあるか自治法で謳ってあるか、どちらかでそうした手順をして有効だとなっておりますので、申し添えておきます。
〇大城議長
　ただ今、井本委員から１回目を２６名で、２回目から２２名というのは法律からしてできないのではないかという事に対して、合併特例法で２２名を決議いただいて、但し１回目は２６名とすることは可能だという説明がありました。他にございませんか。
　ただ今、今回の協議第１７号について、いくつかご意見がでましたが、どのように決めましょうか。「２４名案」、「２２名から２４名案」、「２２名案」、「２６名案」、「１回は２６名とし２回目からは２２名」、という５つの案が出ていますが。
〇塩谷恭利委員
　非常に不安なのですけれども、ここで定数は２２名に決める。そして、来年度の１０月選挙の時だけには26 名ということが、果たしてできるかなと、すごく心配なんです。例えば合併協議会で、定数を決めてくれということで、２２名に決めました。但し、来年の１０月の選挙には 26 名ですよということが、果たして可能なのか心配なものですから、そこがはっきりしないと、採

決に移った時にどちらに挙げていいか分らないという感じがするんです。
○大城議長
ただ今、中伊豆の塩谷委員から２２名に議決しておいて、第１回目だけ２６名にすることには不安があるということで、先ほど事務局が答えましたけれども、事務局の確認を求めるために、ここでもう一度、休憩を取らせていただきたいと思います。
○飯田文秀委員
もう一点確認していただきたいんですけれども、そうようにできるとなった場合に、２６名でスタートします。２６名でスタートしたのを、議会で新たに２６名という議決が出た場合にはどうなるかということも、確認しておきたいと思います。
○大城議長
ただ今の飯田委員からの確認要請としては、２２名と決めて１回目を２６名とするけれども、２６名で選挙したらその２６名の議員さんが、任期中に２２名を覆すような提案が出た場合にはどうしますかということです。
≪休憩≫
○大城議長
協議委員さん、ご着席いただけたでしょうか。それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。まず、ただ今の井本委員、飯田委員のご質問に対し、事務局お答えしてください。
○山本事務局長
はい、答えから申し上げますと、いずれもできるということになります。もう少し詳しく申し上げますと、先ほどの、ここで決めることができるか、ただし書きも含めて決めることができるかということなのですが、できるということになります。これは、地方自治法の中に書いてありまして、配置分合という難しい名前を使ってありますけども、合併しようとする場合において、設置市町村が２以上のときは、「設置関係市町村の協議により、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない」こういうことになっております。つまり、ここで定めなければならないということになります。ですから、ここで定数をいくつと定めると、そして、１回目の選挙に限りは、定数何人ということを謳うことは良いということになります。その場合、この席で決めたものについては、市町村の「条例により定められたものと見なす」という見なし規定がございます。ただし、この協議結果については、各４町の議会の議決を経なければならないということになります。ですから、ここで決めて、議決をするとこういうことになります。
それと、もう１つのご質問で、ここで定数を決めて有効になったと、新市の議会において、ここで決めた定数を覆すことができるかというご質問だったと思いますが、それもできます。できますというのは、増やすこともできるし、減らすこともできるというようにお考えいただきたいと思います。やはり、後法優先ということで、後からそれを訂正することができます。ただ、ここで法律で定めた協議でございますので、なかなか覆すというのは、よほどの理由があってのことでしょうから、単に覆すということはないと思いますけれども、それは余談でございます。
○大城議長
はい、ただ今事務局からの説明がありました。１回目を２６名として、２回目以降を２２名とすることは、この協議会で決定することができる。ただし、その後、新市が発足して、その議会

で訂正もできる。ただ、この協議会で決定したことは、やはり遵守する必要があると私は思っておりますが、これは、新議会の議員さんの資質によるものと私は理解しているわけでございます。そういう説明でございました。

今日、決定いたしたいわけでございますが、いかがでございましょうか。いくつか案が出ておりますが、今までの経過をみますと、定員は２２名とする、ただし第１回目については２６名とするという案がだいぶ出たように思いますが、この案でいかがでございましょうか。

はい、小森委員。

○小森健治委員

先ほども言いましたように、この次「もし変えれば変えられる」というあやふやなことをしては困ると思います。やはり、僕もこの前２２名と言いましたけども、先ほどの修善寺の遠藤さんのように、決めるには、両方の折衷案で２４名とした場合、たまたま修善寺町の議場があと４つ増やすのが可能で２４名ならできるということになっております。できればその点で、お互い譲り合うというのが必要だと思います。ここで採決すると２つに割れると思います。だから、折衷案で２４名とした方が良いと思います。

○大城議長

小森委員さんから、両方とったような案ではなくて２４名で決めるというご意見がございました。いかがでございましょうか。

○立岩副会長

いろいろ、多くのご意見が出ているわけですけれども、これはやはり議会の皆さんの意向を熟知していかなければならないだろうということから、できたら一つ２６名の、２４名ということではなくて２６名、しかし、将来は２２名ということで、まさにこれが２２名と２６名の折衷というか、何かすばらしいと思うわけですけども、あえて２４名というと将来的にもずっと２４名ということも考えられるわけでありますが。１回は２６名で選挙をさせていただいて、後で２２名にするというご意見が多いように聞こえたので是非１回この案で進めたらどうでしょうか。

○大城議長

ただ今、立岩副会長から第１回目を２６名、２回目以降を２２名とする案を支持するご意見がありました。これに対する、反対ご意見の方。

はい、伊藤委員。

○伊藤春秀委員

先ほどの、２６名でその後２２名というのも良い考え方なのかな、いろいろ皆さんの考え方もあって、２回目から２２名になるのだったら良いのかなということだったわけですけども、現実にここでいろいろ討議されて、あと５年後になるわけですか、５年後の選挙の定数を決める時にここで話をしたことがどれだけ遵守されるのかな、そういうもろもろのことを考えると、今の説明では、新しい議員さんが提案をすればそのままいかれるということは、考えてみると、良いようでかなり不確かな部分もあるのかな、逆の意味で考えると２６名という定数を小森委員がいったように２４名にすれば、２６名の人達も２名減る、２２名の人達も２名増やす、また、それぞれの町民に対しても２６名で目一杯のところを２名減らしたんだよと、そして、新市になっても、先ほど遠藤さんが身近な例で函南町のことを話されましたけれども、財政規模の問題、職員の数の問題もいいましたけれども、議員もある部分でそれだけの行革をしているということになれば、

これから一番大きな問題、やはり職員の問題等々にもいろいろ、そういう意味では職員の皆さんも違った意味で、議員も目一杯の定数でいかなかったんだから、いろんな形で頑張って、少数精鋭でこれからも市を造っていくのに取り組んでいこうという意欲にもつながって行くのかなと、いろいろ考えてみると、先ほど議長が冒頭に提案されたように折衷案で２４名という数字で可決をさせていただいた方が良いのかなと、今の立岩副会長さんの考え方も、５年後になるとかなり不確かな部分もでてくるかもしれないから、そういう意味では２４名も採決の中に入れてもらって、後ほど議決をとる場面がありましたらそれを是非、議長には考慮していただきたいなと、そのように思います。以上です。

○大城議長

はい、ありがとうございました。伊藤委員から２４名を支持するご意見でした。

はい、遠藤委員。

○遠藤剛委員

私の提案した２２名の２６名というのは、ただ単に折衷案ということではなくて、新しい市を立ち上げていくのに２６名位の議員さんが必要だと現議員さん方が言われるわけですので、その意向を汲んだ上で、次は２２名にして欲しいということでありまして、ただ単に両方が歩み寄るということではないわけです。

○大城議員

遠藤委員さんから、定数２２名と決めて１回目だけ２６名とする案で、言い方が逆であるわけで、１回目だけ２６名で行い２回目からを２２名と、若干ニュアンスが違うような感じも受けますけども、１回目を２６名で行い２回目以降を２２名とするという意見でございました。いかがいたしましょうか、「２６名で１回行い２２名とする案」と「２４名とする案」と、この辺に集約されてきたような感じがいたします。

はい、塩谷委員

○塩谷恭利委員

すいません。塩谷でございます。２２名を決めておいて、第１回目の選挙は２６名ということと私は解釈しておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

○大城議長

言い回しで、若干微妙なニュアンスがあると申し上げましたら、確認のご意見がでました。「定数２２名と決めて第１回を２６名とする案」でございます。それと、先ほど小森委員さん、伊藤委員さんから「２４名」、その前にも２４名を発言された方いらっしゃいましたが、その２つで採決させていただいてよろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、「定数を２２名とし第１回目は２６名とする案」と、「定数は２４名とする案」を、１案、２案としたいと思います。　この、２案で採決させていただきます。再度確認いたします。

それでは、「定数は２２名とする。ただし、第１回目は２６名とする案」にご賛成の方、挙手をお願いいたします。（委員２２名挙手）ありがとうございました。

それでは、「２４名」に賛成の方、挙手をお願いいたします。（委員４名挙手）ありがとうござ

いました。
棄権されたかた。（委員４名挙手）ありがとうございました。
第１案の、定数２２名とする。ただし、第１回目を２６名とするが多数で可決されました。ありがとうございます。
○山本事務局長
「定数が２２名、１回目の選挙に限り２６名」ということですが、文言のほうは、私どもが考えまして、ここで確認はいたしましたけれども、文書としては次回お渡しいたしますということでご了解いただきたいと思います。
○大城議長
それでは、報告にもどります。報告第１１号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果」について、小委員会の報告を伺います。石和委員長、報告をお願いします。
○石和信一委員
報告いたします。報告第１１号という資料をお渡ししてあると思います。「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」修善寺町外３町合併協議会小委員会規程第７条の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。本日行なわれました小委員会は「新市の名称名付け親賞の選考」でございまして、その方法は名付け親賞の選考方法は以下のとおりでございます。応募用紙に付番した番号を抽選により選び出し、当選者を決定するという方法でございまして、選考結果は以下のとおりでございます。名付け親大賞として１人、杉山良子さんという女性の方で、中伊豆町八幡の方に当選いたしました。次に、名付け親賞として４名を選んでもらったわけですが、以下のとおりです。１人目として、大川覚さん、天城湯ケ島町佐野の方で、男性の方です。次に、西野忠男さん、藤枝市、男性の方。もう１人、高木稔さん、浜北市、男性の方。次に、鈴木つる代さん、修善寺町牧之郷、女性の方でございます。以上、報告いたします。新市名称及び事務所の位置選定小委員会委員長、石和信一。
○大城議長
ありがとうございました。ただ今、報告第１１号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果」について石和委員長より報告がございました。報告事項でございますが、報告の中でご不明な点等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
異議なしとの声がありました。報告第１１号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」は、ご承認いただけたものとして、報告済みとさせていただきます。
引き続きまして（３）の新規提案事項に入りたいと思います。協議第２８号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）について」の説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、５頁になります。協議第２８号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）について」下記のとおり提案します。日付と会名は省略させていただきます。
（１） 町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後５年以内に道路台帳及び河川台帳の再

編を行う。

（２） 建設（港湾）関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。

（３） 町道整備事業に係る受益者負担金については、合併時に廃止する。

（４） 土木用原材料支給事業については、現行のとおり継続し、支給に係る地元負担金については、合併時に廃止する。

（５） 道路・河川の占用料等については、当面現行のとおりとし、合併後５年以内に新市において定める。

（６） 地籍調査事業については、現行のとおり継続する。

（７） 公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。

ア、家賃については、合併時から３年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る。

イ、入居資格については、合併時に公営住宅法以外の付加条件はつけないものとする。

ウ、老人入居住宅については、現行のとおりとする。

エ、駐車場の供用･使用料については、団地ごとの実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める。

オ、維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。

以上でございます。次頁の１に町道の延長、それから次頁の２に町道の面積とございます。これは、１の町道の延長でございますが、幅員によってこのような形になっております。4 町あわせますと、ここには記載がございませんが、３４６５本の路線となります。それから、橋梁とありますが、橋ですけれども、左側に非永久橋、これは木橋、木の橋でございます。それから、永久橋、４町全部で約７２７の橋となっております。

それから、町道の面積でございますけれども、面積に表すとこのような数値になります。

それから、７頁の３ですが、町道新設改良工事等に係る受益者負担金の資料がございます。町道１，２級と上記以外とあります。ここの部分で受益者負担金は合併時に廃止するということになります。１，２級の区別ですが、道路の使用量、交通量、それから交通の性格等によって１，２級を定めております。その下の直営生コン舗装というものがあります。これは、１５００円となっていますが、直営生コン舗装の事業は継続するけれども、負担金は合併時に廃止しますという調整案になります。

８頁に、占用料等がございます。これが町別に料金が載っています。土肥町さんの金額が少し多いのですが、これは県の占用基準に準じているものでございます。

９頁に、主な河川占用料等ということで町別に料金が出ております。

１０頁に、公営住宅が各町ごとにございます。建築年がだいぶ古いものもございます。この中で、駐車場が有ったり無かったりというような形になります。

それから、１１頁でございますが、公営住宅家賃の算定基準が書いてございます。入居者の家賃は、家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数となっております。ここに謳っております収入とは、単なる収入ではなく課税所得の金額で、月額ということになります。これが、算定基礎額ということになります。（２）で立地係数が掲載されております。

修善寺町は０．８、その他の３町は０．７ということになります。（３）では規模係数ということで、規模の係数はこのようになっております。（４）の経過年数はこういうような形で表していきます。経過年数のシステムは、木造以外は０．０１４、木造は０．０１７７になっております。

次の１２頁ですけれども、利便性係数はこのようになっております。２は入居者資格ということで、どのような人が入居できるかという資格を掲げてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、ただ今、協議第２８号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）について」の説明がありました。だいぶ細かい説明がございましたが、本件につきご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

はい、青木委員。

○青木喜代司委員

これは別にどうでもいいと言うと怒られますが、「建設（港湾）関係事業について」ということですが、港湾に関したデータが何もない。いらないですか。それとも事務事業として取り扱わないということですか。

○大城議長

ただ今、青木委員から、港湾関係の資料がない。どうしたことかというご質問でございます。事務局、答えてください。

○山本事務局長

はい、（２）ですが、「建設（港湾）関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する」とありまして、建設というところで、一緒に含めてございます。

○大城議長

５頁の（２）ですね。ここに、港湾と謳ってあるということですが、よろしゅうございますか。

○青木喜代司委員

港湾も一応、役場では取り扱わないと思いますが、使用料を取ります。土肥の場合は、沼津土木事務所で管理しているのでデータは、いらないということであれば結構です。

○山本事務局長

あくまでも新市として使用料をいただくということになりますので、国や県それから漁協さんもあるでしょうか、このような団体等には、立ち入って協議はいたしません。

○大城議長

他に、ご意見ございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、異議なしとの声がございましたので、協議第２８号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第２９号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）男女共同参画について」の説明を事務局お願いします。

○山本事務局長
　はい、協議第２９号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）男女共同参画について」下記のとおり提案します。
　男女共同参画プランについては、修善寺町、土肥町の現在ある計画を踏まえ、新市において速やかに作成する。また、新市の男女共同参画推進委員を置き、計画の推進を図る。
　１４頁になりますが、現在、作成済みの町が修善寺町と土肥町になります。推進委員会を両町とも設けておりますが、修善寺町だけは、民間の方を含んだ構成委員、土肥町の方は、行政側の内部の人が委員となっている違いがございます。
　次の１５頁ですが、基本計画の体系となるものは、次の４つを掲げてございます。基本目標、施策の方針、施策の方向ということを掲げてございます。基本的には現在ある計画を踏まえて、新市において速やかに作成する。そして、「新市の推進委員を置き計画の推進を図る」ことになります。
○大城議長
　はい、ありがとうございました。協議第２９号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）男女共同参画について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　ご異議ございませんか。それでは、協議第２９号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）男女共同参画について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第３０号「修善寺町外３町新市報酬等審議会規程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
○山本事務局長
　　はい、協議第３０号「修善寺町外３町新市報酬等審議会規程」について下記のとおり提案します。この規程は、新市の発足前に、議員さん、市長、助役、収入役、教育長、その他の特別職公務員の報酬額を決めていくものです。そのため、決める方法、規程を定めたものでございます。その要旨といたしましては１８頁をご覧下さい。
　第１条に「この規程は、修善寺町外３町合併協議会の会長の諮問に応じ、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町が合併して新設される新市の議員報酬等の額について審議するため、修善寺町外３町新市報酬等審議会を設置する」となります。
　それから、第２条の所掌事務といたしまして、「協議会長は、新市の議会議員及び特別職職員のうち非常勤の者の報酬の額並びに市長、助役、収入役及び教育長の給料の額に関する協議案を協議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」ということになります。
　第３条といたしまして、「審議会は、委員１６人をもって組織し、その委員は関係町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、協議会長が任命する」ことになります。委員１６名ですから、各町４人、男女あわせまして４人を選出していただきまして、そこで報酬等を決めていくという作業になります。審議会の庶務は、協議会の事務局が行います。附則といたしまし

て、今日から施行、認めていただいた場合は今日から施行をするということになります。以上で終わります。
〇大城議長
　はい、協議第３０号「修善寺町外３町新市報酬等審議会規程について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
〇委員一同
　異議なし。
〇大城議長
　異議なしの声がございました。それでは、協議第３０号「修善寺町外３町新市報酬等審議会規程について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　以上をもちまして、本日予定されました議事は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、議長を解任させていただきます。
〇山本事務局長
　ご苦労様でした。続きまして、４「その他」について説明させていただきます。１９頁になります。今後の日程確認ということで、次回の「第７回協議会」は４月１６日水曜日午後１時３０分から、場所が変わりまして、修善寺町の生きいきプラザのホールで行います。なお、「新市建設計画等小委員会」を開催します。これも、修善寺町の生きいきプラザの第１、第２会議室で開催をいたします。原稿では時間を午前１０時と書いてあるかと思いますが、１０時３０分と変更させていただきたいと思います。田方消防署の中署の落成式があるためでございます。それが終わりまして、１０時３０分からは開会できるのではなかろうかと考えております。なお、その後協議会がございますので、昼食が必要となる方は、会議終了後受付で申し出ていただきたいと思います。
　次の第８回の協議会ですがこれは５月７日水曜日、場所は未定ですが、この日も新市建設計画等小委員会の開催を予定しています。４月３０日は、統一地方選挙のため延期をいたしまして、５月７日ということになります。
　以上をもちまして、今日の議題は全て終了いたしました。これにて、閉会といたします。ありがとうございました。